

東海市無電柱化推進計画 【概要版】

令和2年（2020年）3月

東 海 市



I. 無電柱化の目的と位置づけ

■はじめに

日本では、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が道路沿いに建てられたことにより、歩行者等の通行の妨げや景観を損ねています。また、今後、発生が予測される南海トラフ地震等の自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞等により、避難や救急活動に支障が生じる恐れがあります。

このような状況の中、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関する法律が施行され、市の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

本計画は、今後の本市における無電柱化の基本的な方針等を定めるものです。

■無電柱化の目的

●防災

地震や津波、台風等の自然災害による電柱倒壊は、道路を閉塞する事態を発生させ、避難や救急活動、物資支援等に多大な影響を及ぼします。災害時において、緊急車両が通行可能な道路を確保することは極めて重要です。

●安全で円滑な交通確保

駅や公共施設周辺等の歩行者や車いす利用者が多い歩道上の電柱や、歩道のない道路の路肩部の電柱は、安全で円滑な通行を妨げる恐れがあります。

●景観形成

本市の景観は、中心市街地である太田川駅周辺を始めとする土地区画整理事業等によって形成される都市景観と、山車まつりの文化を始めとする数多くの貴重な歴史文化資源による景観がありますが、電線等が支障となり、景観を損ねています。



▲災害時の道路閉塞状況



▲通行の支障となる電柱



▲祭りの風情を損なう電線

■無電柱化推進計画の位置づけ

国及び愛知県の無電柱化推進計画を基本として、第6次東海市総合計画後期計画、東海市都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、東海市地域防災計画や東海市立地適正化計画等を踏まえ、東海市無電柱化推進計画を策定します。

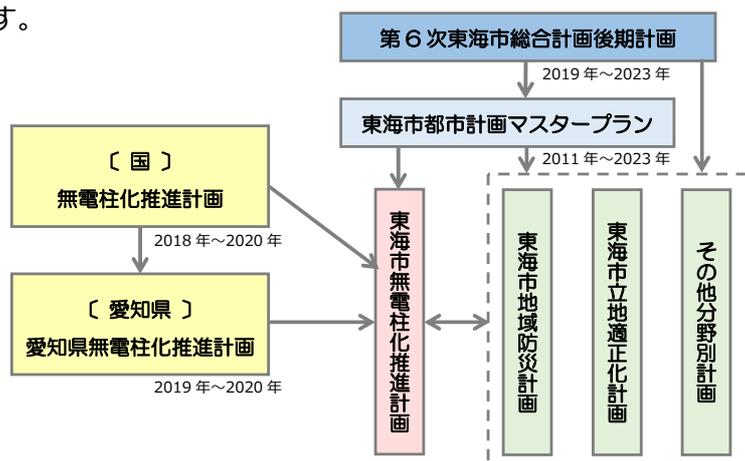


図-1 東海市無電柱化推進計画の位置づけ

II. 整備方針

■ 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、電線類を地中化する方法と地中化以外の方法に大別されます。

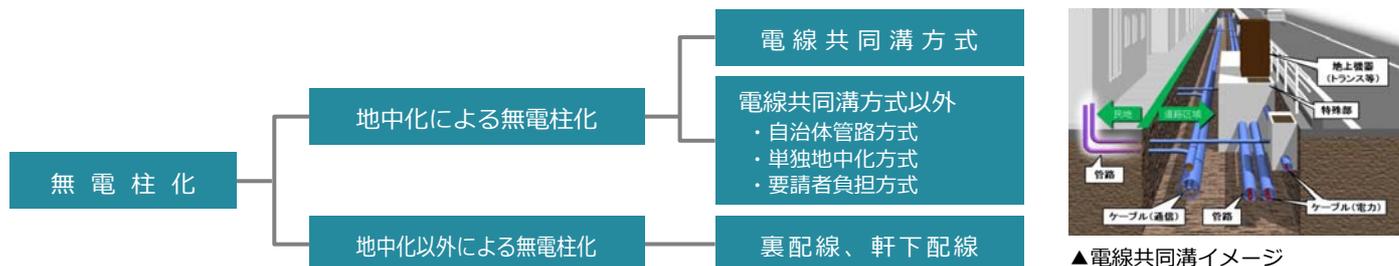


図-2 無電柱化の整備手法

■ 無電柱化の課題

● コストの高さ

国土交通省によると電線共同溝方式による地中化に要する費用は、5.3億円/kmと示されており、道路管理者及び電線管理者ともに負担が大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。

● 事業期間の長さ

電線共同溝の整備には、既に水道、ガス等が埋設されている地下空間に新たな電線共同溝を整備するため支障となる埋設物の移設、電力・通信の供給工事等を段階的に取り組む必要がある等、完成まで長期に渡ります。

● 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝の整備には、電気事業者の道路占用物として、地上機器（変圧器や開閉器等）の設置が必要です。市道の多くは幅員の狭い生活道路であるため、地上機器の設置場所の確保が難しい状況です。

■ 無電柱化の基本的な方針

無電柱化の現状と課題を踏まえ、本市では以下の方針に基づいて優先的に無電柱化を推進します。

方針1 都市全域の防災性の向上

災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うためには、被災地と防災拠点等を結び、緊急車両の通行する道路を早期に確保することが重要であることから、緊急輸送道路等について、無電柱化を推進します。

方針2 安全で安心な道路空間の確保

高齢者等を含む不特定多数の人たちが利用する公共施設等への駅からのアクセス道路等及び、乗降客数や歩行者通行の多い駅周辺において、安全で安心な道路空間を確保するために無電柱化を推進します。

方針3 良好な景観の形成

市街地開発事業等の都市景観や山車の主要な運行ルート等の良好な景観づくりに必要な地域又は路線を選定して、地域の魅力向上につながるよう無電柱化を推進します。

Ⅲ. これまでの整備実績

■市内の状況

表-1 東海市内における道路延長と無電柱化の状況

	道路延長 (km)	無電柱化済 延長 (km) ※2
東海市内の道路	512.02	4.06
国道	28.40	2.95
県道	26.31	0.00
市道※1	457.31	1.11

※1 市道のうち、2.5m以上で舗装済道路のみ

※2 事業中の延長は含まない

(出典：市政概要 平成31年度版)

■市内の無電柱化の実績

●大田地区 ※事業中

延長：1,570m

事業期間：平成24年度（2012年度）

～令和2年度（2020年度）（予定）

事業主体：市



▲整備前



▲整備後

●横須賀地区 ※事業中

延長：510m

事業期間：平成27年度（2015年度）

～令和3年度（2021年度）（予定）

事業主体：市



▲整備前



▲整備イメージ

●その他（一般国道302号（東海JCT～大府市境）及び一部の駅前広場）

一般国道302号（東海JCT～大府市境）及び一部の駅前広場において、電線共同溝方式や裏配線による無電柱化が図られています。

Ⅳ. 整備計画

■無電柱化推進計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

■無電柱化の推進に関する目標

無電柱化の基本的な方針に従い、多様な整備手法の活用によるコスト縮減や関係者間の連携の強化を図りながら、10年間で市の管理する道路の延長3kmの無電柱化の推進を目指します。

下記の対象路線等について、関係事業者等と連携を図りながら、無電柱化の合意や整備に向け推進します。

＜対象路線等＞

- ・緊急輸送道路のうち「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（平成31年（2019年）3月改正）」に位置付けられた広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点、災害拠点病院から航空搬送拠点の拠点間の標準アクセスルート（将来的に（都）養父森岡線が開通することを見据えたルートを指定）
- ・（仮称）東海太田川駅西土地地区画整理事業や（仮称）東海加木屋中部土地地区画整理事業区域内及び周辺における幹線道路等
- ・その他、優先度の高い無電柱化推進箇所

※なお、国道、県道については、当該道路管理者と調整を図りながら、協力を要請します。

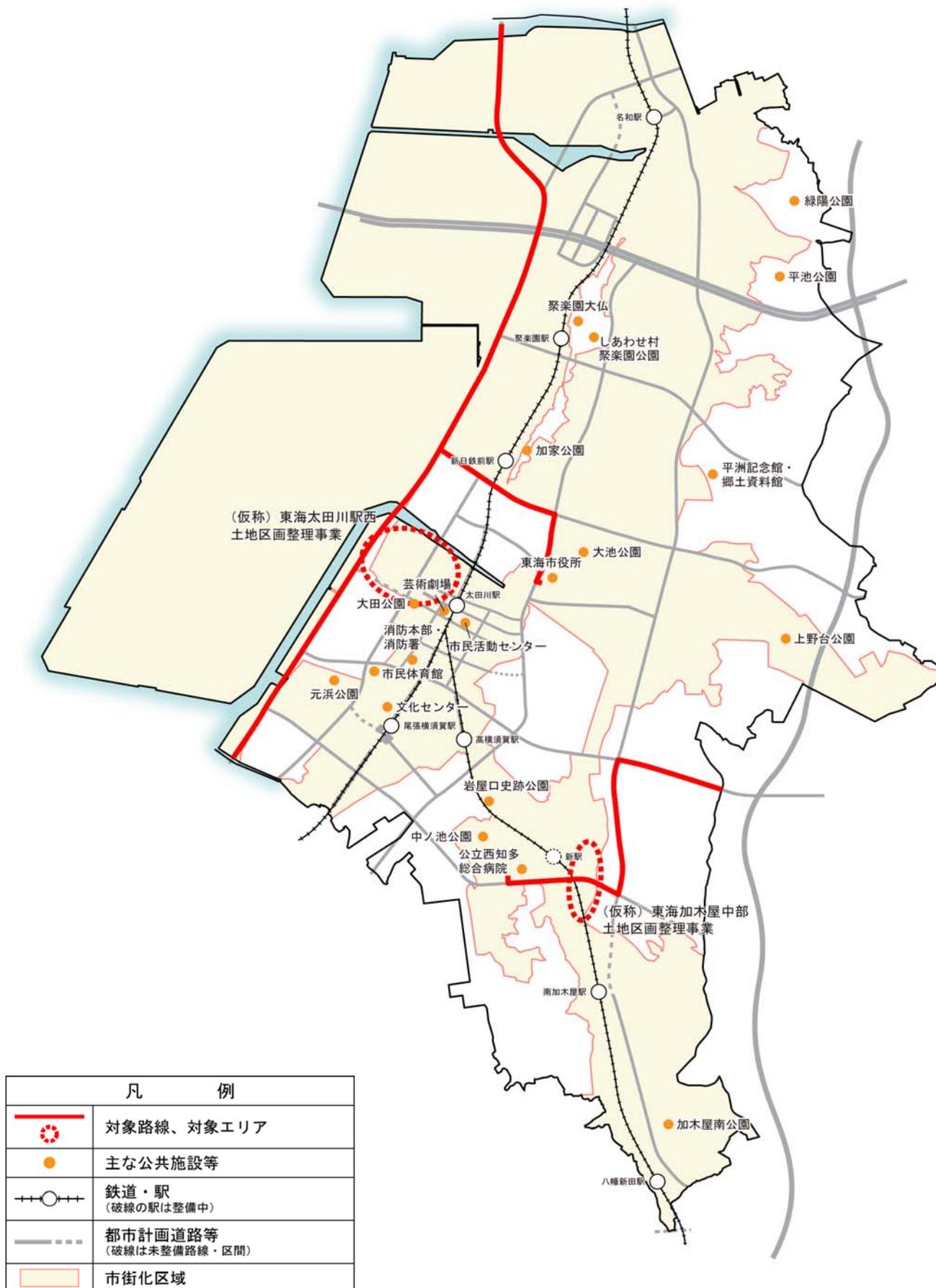


図-3 無電柱化推進計画 (R2~R11) 対象路線等

V. 無電柱化の推進に向けた施策等

■ 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

● 占用制度の運用

占用制限制度の適切な運用

平成25年（2013年）6月に道路法第37条が改正され、防災上の観点から重要な道路について、特に必要があると認める場合には、道路管理者が道路の占用を禁止し、または制限することができるよう措置されました。

国及び愛知県は、既に新設電柱の占用制限措置を緊急輸送道路等において実施していることから、本市においても電線管理者への意見聴取を行ったうえで同様の措置の実施を検討します。

また、国において運用方針の検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象拡大等について、国及び愛知県の動向を踏まえて検討します。

占用料の減額措置

道路の地中の電線等について、国及び愛知県の動向を見ながら、占用料の減額措置を検討します。

● 関係者間の連携の強化

工事の連携

道路管理者、関係事業者が集まる占用者会議等を活用し、各種工事間の調整を積極的に図ることで、コストの縮減や、工事期間の短縮を図り、地域住民への影響の軽減を図ります。

また、整備する際には、地域住民の十分な理解や協力が必要なことから、無電柱化の意義や必要性について説明し、事業を進めます。

地上機器の民地活用及び有効活用

地上機器の設置場所について、道路空間に余裕がない場合等の道路上への機器の設置が望ましくない場合においては、公共施設の公有地及び民地の空地等の活用を管理者等の同意を得て進めます。

また、必要に応じて地上機器に付加価値を加えることで、道路利用者にとって、有益な施設になるよう、電気事業者と協力しながら検討します。



▲地上機器を有効活用した事例（名古屋市、岐阜市）

他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえて道路事業等と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

また、無電柱化の推進に関する法律第12条に基づき、道路事業及び市街地開発事業等が実施される際に、無電柱化が実施可能な場合は、電線管理者と連携して、効率的に無電柱化事業を推進します。

● 財源の確保

国の社会資本整備総合交付金等の活用により、整備にかかる費用負担の縮減を図ります。

■ 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

● 市民等への啓発

無電柱化を推進するためには、市民等の協力が不可欠であることから、無電柱化の日（11月10日）等の様々な機会を活かした広報・啓発活動を検討し、無電柱化事業への理解を深めていただくよう啓発に努めます。



▲「無電柱化パネル展」の様子（出典：国土交通省 HP）

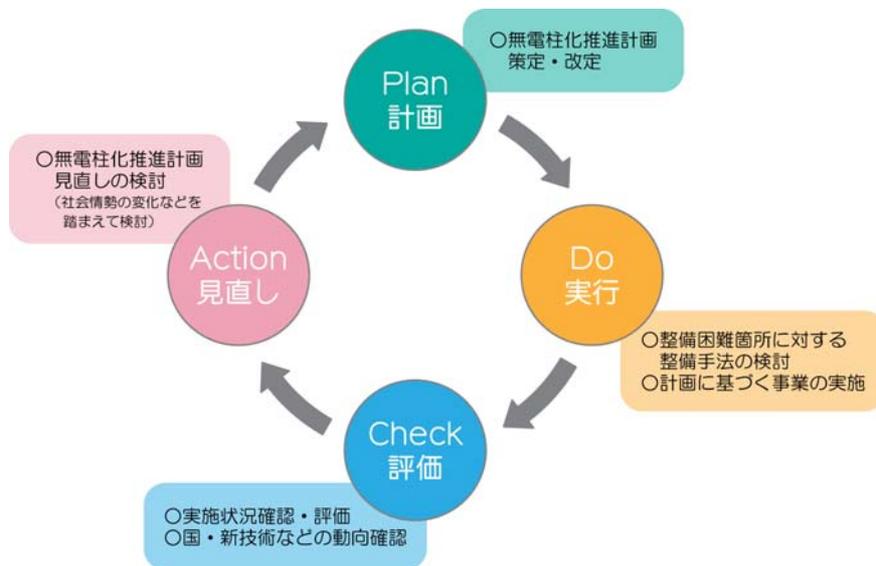
● 無電柱化に関する情報収集・共有

国及び愛知県と連携し、低コスト手法や施工事例、最新技術等を始めとする無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取組について、国や他の地方公共団体との情報共有を図ります。

● 計画の進行管理

着実に無電柱化を推進するために、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況や上位計画の状況等を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。

進行管理の手順は、PDCAサイクルを基本として実施します。Plan（計画）で計画の策定・改定、Do（実行）で整備手法の検討及び事業の実施、Check（評価）で実施状況確認・評価及び国等の動向確認、Action（見直し）で社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しを検討し、必要に応じて公表します。



図－4 無電柱化の推進に向けた PDCA サイクル

東海市無電柱化推進計画

発行  東海市
発行日 令和2年3月
編集 都市建設部 土木課
問い合わせ 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL : 052-603-2211 ・ 0562-33-1111 (代)

